

第 30 回
公益社団法人 奈良県理学療法士協会
定期総会資料

開催日時：令和 5 年 6 月 17 日(土)
受付 午後 2 時 30 分
開会 午後 3 時 00 分

開催場所：公益財団法人 奈良県理学療法士協会 事務所

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 事務所



〒639-0226 奈良県香芝市五位堂三丁目 599-2
ホワイトタウン 301 号室
TEL/FAX 0745-78-2280

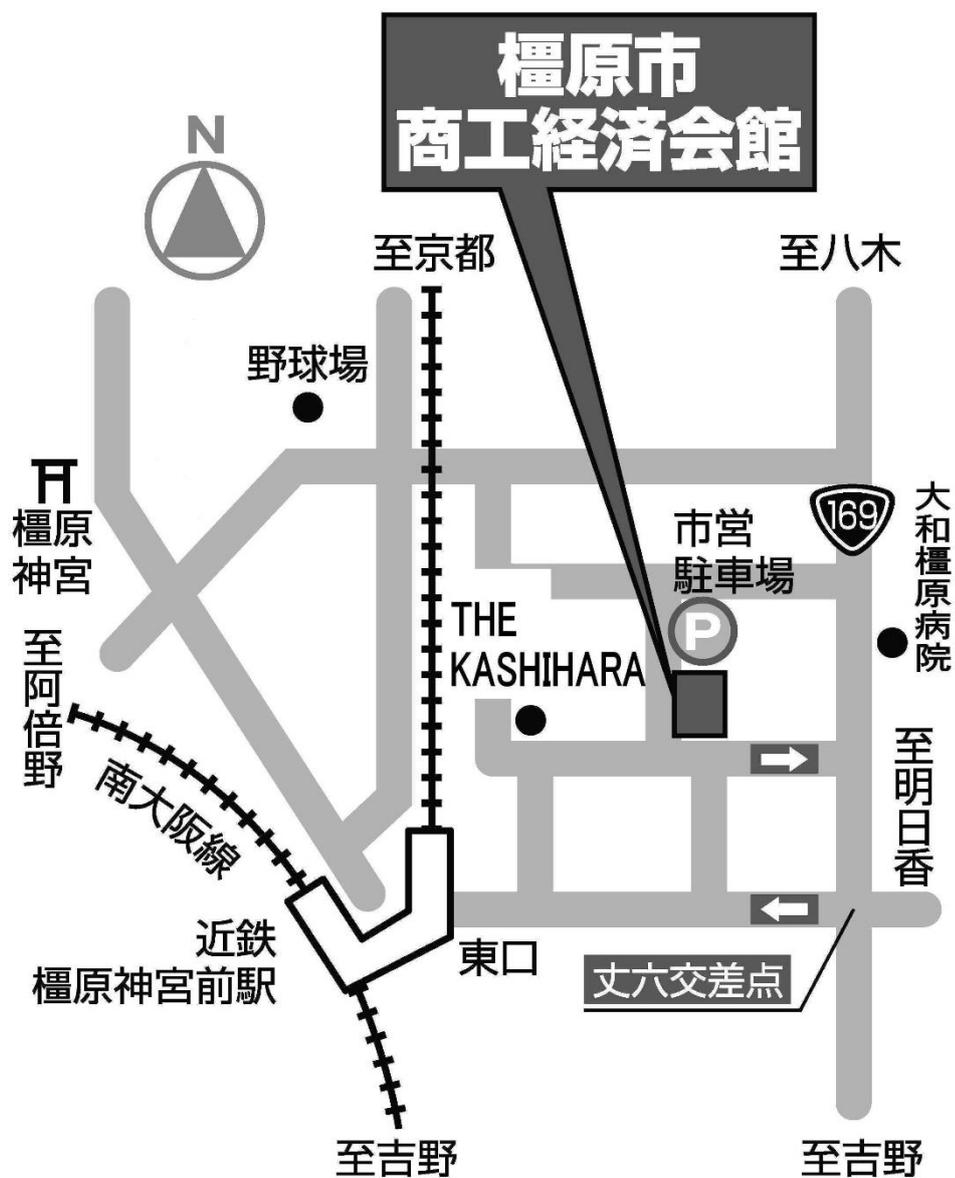
開催場所：公益社団法人 奈良県理学療法士協会 事務所

〒634-0063 奈良県橿原市久米町 652 番 2

橿原市商工経済会館 5階 503号

TEL：0744-29-0111 FAX：0744-23-3339

案内図



近鉄橿原神宮前駅東口より徒歩 1 分

第 1 号議案

定款等変更に関する件

会長 増田 崇

変更 1. 事務所移転について

本会は 1975（昭和 50）年に設立され、今年度で 49 年目を迎えます。当初は正会員 3 名で結成され少人数で活動していましたが、先人たちのご活躍もあって、現在の正会員数は 1600 名を超える団体となりました。会員数の増加に伴い業務量も増加したため事務員を雇用し、事務作業の大半を担って頂いています。年々増加する業務量に対し現在のマンションの 1 室では本会の事務局運営を十分に担うことが難しくなっていました。

また昨今、地震・豪雨などの災害や新型コロナウイルス感染症など、私たちの予想もしない状況が起こりうる可能性もあり、それらに素早く対応するための災害物品などを購入し、保管する必要があります。これらのスペース確保も移転の理由の 1 つです。さらに今後コロナで一時中断していた対面での研修が再開される事が予測されます。経費節約の観点などからこれまで多くの研修会場を養成校に無償で提供していただいております。規模の小さな研修会（30 名前後）は自前の事務所で実施できるようにすることでより活発な活動が可能となること。会議室・事務室・研修室、倉庫も利用すれば最大 4 会場からの Web 配信が可能となることなど。以上の理由により事務所移転を行いましたので、定款を変更いたします。新事務所所在地は以下の通りです。

〒634-0063 奈良県橿原市久米町 652 番地 2 橿原市商工経済会館 5 階 503 号室

変更 2. 理事定数増員について

現在理事定数は 8～10 名ですが、昨今の社会情勢の変化や地域包括ケアシステムの構築などに伴い、業務量が増加しています。また、日本理学療法士協会からの業務依頼も増加している状況です。

本会理事はそれぞれ担当部において、重要な役割を担っています。理事定数を増員し、各理事の担当を明確にすることで、より責任を持って会の運営に関わることができると考えています。以上の理由により理事定数を増員いたします。理事定数を現行の「8 名以上、10 名以内」から「8 名以上、12 名以内」に変更します。

変更1. 事務所移転について

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 定款

改正案

(下線部分に変更箇所)

変更案	現行定款
<p>(事務所) 第2条 <u>この法人は、主たる事務所を奈良県 橿原市久米町に置く。</u></p>	<p>(事務所) 第2条 <u>この法人は、主たる事務所を奈良県 香芝市に置く。</u></p>

変更2. 理事定数増員について

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 定款

改正案

(下線部分に変更箇所)

変更案	現行定款
<p>(役員の設置)</p> <p>第23条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>理事 8名以上12名以内</u></p> <p>(2) 監事 3名以内</p>	<p>(役員の設置)</p> <p>第23条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(3) <u>理事 8名以上10名以内</u></p> <p>(4) 監事 3名以内</p>

第2号議案

令和4年度事業・決算及び

監査報告の承認に関する件

会長 増田 崇

総括報告

COVID-19の流行も4年目を迎え、徐々にwithコロナの状況を整えた2022年度でした。年度終盤には5類感染症への移行も発表され、次年度に向けた体制整備が求められることとなっています。

事務局関係では新会員管理システムへの対応や必要度を増している事務局機能の強化などへの対応を行いました。事務局機能強化の1つとして新しい事務所への移転準備を進めました。

学術局関係では引き続きコロナ対応をしながらオンラインでの研修会等を実施するとともに、本年度（2022年度）から開始となった新生涯学習制度への移行対応を実施し、運用を進めています。

社会局は引き続き理事会・委員会とともに地域包括ケアシステムの構築への対応、令和4年度の診療報酬改定に関する情報提供などを実施しました。理学療法フェスタは今年度も中止となりましたが、川柳は今年も多く応募がありました。

広報局はホームページの改修を行いました。デザインや仕様の変更を精力的に実施し、より使いやすいサイトになったと感じています。会誌の発行も例年通り実施しました。

委員会活動は各種勉強会や学会・症例検討会などの企画・運営を積極的に実施しました。選挙システムの導入や表彰審査、政策活動、管理者ネットワークなど活動は多岐にわたります。中でも循環器対策委員会は奈良県との循環器病対策基本法の対応を協議していることが、全国の士会の中でもモデルケースとしての評価を受けています。

対面での活動が制限される中で、リモート会議等のコミュニケーションツールを上手く活用して、活発な活動が実施できていると感じています。

役員はじめ、部長・委員長・部員・委員の皆様の本会活動、理学療法の発展に対する熱意の賜であると思います。関係者の皆様、1年間本当にありがとうございました。

会長会務

月/日/曜

用務

会場（場所）

令和4年

4	2	日	日本理学療法士協会組織運営協議会	Web
	5	火	管理者ネットワーク委員会	Web
	9	土	第1回理事会	事務所
	28	木	新人研修委員会 会議	Web
5	12	木	管理者研修 挨拶	
	16	月	調整会議	
	17	火	日本理学療法士協会 士会支援事業 会議	
	21	土	小川克己氏 連盟会議	
	28	土	第1回役員会	事務所
6	5	日	日本理学療法士協会 総会	
	7	火	調整会議	
	11	土	近畿ブロック役員会	
	18	土	本会 第29回定期総会	社会福祉総合センター
	18	土	第2回（拡大）理事会	社会福祉総合センター
	27	月	日本マネジメント学会奈良支部 会議	
7	2	土	小川克己氏 連盟演説会	
	5	火	新人プログラム講師（教会組織）	
	9	土	三団体役員会 会議	事務所（Web）
	13	水	日本理学療法士協会 士会支援事業部 会議	
	24	日	士会支援フォーラム事業	
	31	日	奈良学会 参加	奈良学園大学
8	6	土	第3回理事会	
	8	月	日本理学療法士協会 士会支援事業部 会議	
	13	土	新事務所見学	橿原市商工経済会館
9	10	土	第2回役員会	
	13	火	日本理学療法士協会 表彰委員会 会議前調整	
	13	火	日本理学療法士協会 士会支援事業部 会議	
	20	火	管理者ネットワーク研修 講師	
	21	水	日本理学療法士協会 士会支援事業部 ヒアリング	
	27	火	日本理学療法士協会 表彰委員会	

10	4	火	HP 管理部 会議	
	9	日	日本理学療法士協会 組織運営協議会	
	11	火	調整会議	
	22	土	第4回理事会	
	29	土	呼吸器コース 運営・講師	事務所
11	5	土	新事務所賃貸申込	橿原市商工経済会館
	5	土	近畿ブロック役員会	事務所
	6	日	日本理学療法士協会 spice フォーラム	日本理学療法士協会会館
	15	火	管理者ネットワーク推進委員会 会議	
	21	月	地域包括ケア推進委員会 会議	
	22	火	調整会議	
	24	木	医師会 総会・講演会	奈良県医師会館
	30	水	日本理学療法士協会 土会支援事業部 会議	
12	3	土	第3回役員会	事務所
	4	日	リスク管理コース 講師	事務所
	14	水	齋藤協会長と懇談	

令和5年

1	8	日	地域リハコース 講師	事務所
	10	火	調整会議	
	13	金	財務部会議	事務所
	21	土	3団体役員会	事務所
	22	日	第5回(拡大)理事会	奈良学園大学
	28	土	循環器コース 講師	事務所
	28	土	3団体合同地域リハ実務者研修 挨拶	奈良芸術文化村
2	1	水	新事務所 工事打ち合わせ	橿原市商工経済会館
	2	木	連盟 政策情報交換会	
	4	土	近畿ブロック役員会	和歌山県民文化会館
	4	土	近畿ブロック役員 情報交換会	和歌山市内
	4	土	マネジメント学会奈良支部会議(欠席)	社会福祉総合センター
	5	日	近畿学会 参加	和歌山県民文化会館
	10	金	地域包括ケアシステム推進委員会研修:多職種連携 挨拶	奈良県産業会館
	11	土	新事務所工事打ち合わせ・契約	橿原市商工経済会館
	12	日	日本理学療法士協会 spice フォーラム	
	14	火	調整会議	
	16	木	日理協 野崎氏政策に関する意見交換	

	17	金	吸引の講習会 準備	畿央大学
	18	土	吸引の講習会	畿央大学
	24	金	奈良国体にむけたスポーツ関連の講習会参加	
	25	土	第6回理事会	事務所
	25	土	政治資金パーティー日本理学療法士連盟	
3	13	月	レジデンスフォーラム説明	奈良県総合医療センター
	14	火	調整会議	
	15	水	奈良学園大学 卒業式	奈良学園大学
	25	土	第4回役員会	事務所
	30	木	奈良県 JRAT 総会	
	31	金	新事務所工事完成引き渡し	橿原市商工経済会館

事業報告(各局・部・委員会)

事務局

局長 和田 善行

総務部 (管理・公益)

部長 廣池 裕美

1. 会議 5回開催
2. 管理
 - 1) 定款・定款細則および諸規定の運営
 - 2) 本会の登記に関する手続き
 - 3) 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
 - 4) 本会および関係業種の刊行物の受領
 - 5) 理事会・運営管理・議事録保管
 - 6) 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
 - 7) 奈良県への法人活動報告
 - 8) 備品および物品の管理
 - 9) 事務所・事務員の管理
 - 10) 公印管理
 - 1) 窓口業務
 - 2) 「医療マネジメント学会」「なら介護の日」への運営協力
3. 公益
 - 1) 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理

会員管理部 (他1・管理)

部長 吉田 陽亮

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業
4. 郵送事業 (1件)
5. 慶弔に関する事業
6. その他

区分	人数
新入会員	89
県内異動	86
転入会員	38
転出会員	57
休会	252
復会	21
退会	46

財務部（管理）

部長 中川 勝利

会議 7回開催

1. 財産・会計業務
2. 予算・決算業務
3. 会費徴収業務
4. 資産管理業務

福利厚生部（他1）

部長 細川 彰子

1. 会議開催 0回
2. 福利厚生部事業
 - 1) 新入会員歓迎会：中止
 - 2) マラソン大会参加（飛鳥RUN×2リレーマラソン）：不参加
 - 3) 新年会：中止
 - 4) ボウリング大会（OT士会、ST士会合同）：中止
 - 5) 傷害保険管理

社 会 局

局長 西田 宗幹

医療保険部（公1）

部長 中村 洋貴

1. 部会の開催 2回
2. 日本理学療法士協会との連絡 0件
3. 医療保険に関する情報提供（問い合わせ） 1件
 - ・義肢装具作成、装着時のブレースカンファレンスにて、疾患別リハビリテーション料と治療用装具採型(採寸)法の同時算定が可能か。
⇒明確な解答は行えないが、疾患別リハビリテーション料の算定は個別が要件となっているため同時算定は困難ではないかとの見解をお伝えした。
 - ・標準算定日数超えの患者様に対して FIM 測定が要件化されたことに関する問い合わせあり
⇒別紙様式 2 2 疾患別リハビリテーションに係る症例報告書を参考にしてみてはいかがかと解答。
4. 令和4年診療報酬改定情報交換会
日時：令和4年4月27日（水）19：00～20：30
司会・講師：中村洋貴（社会医療法人 高清水会 高井病院）
参加人数：22名（会員22名）

介護保険部（公1）

部長 浦上 貴仁

1. 部会4回開催
2. 情報交換会・研修会の開催
 - 1) 第13回奈良県訪問リハビリテーション実務者研修会
～『つながり(連携)』による在宅支援を考えよう～
日 時：令和5年1月28日（土）13時00分～18時50分
会 場：オンライン研修
＜第1部＞
講義 講師：理学療法士 三村健
(日本訪問リハビリテーション協会 理事、株式会社ケアライフ新潟)
講師：作業療法士 清水大輔
(兵庫医科大学リハビリテーション学部 作業療法学科)
講師：言語聴覚士 高田耕平
(はなすたべるくらす舎 代表)
＜第2部＞
グループワーク
参加人数 28名（奈良県会員13名、他府県会員1名、会員外・その他14名）

2) 情報交換会

「令和4年度情報交換会」

～ウィズコロナにおける業務の在り方～

日 時：令和5年1月20日（金） 19時00分～20時30分

会 場：ZOOMでのオンライン開催

講 師：理学療法士 淵脇崇（介護老人保健施設ふれあい）

参加人数 10名（奈良県会員 10名、他府県会員 0名、会員外・その他 0名）

社会福祉部（公1）

部長 高島 正治

1. 社会福祉制度に関する情報収集と情報提供

昨年度から引き続き、理学療法業務に関わる社会福祉制度や資源の情報収集を行っている。新しい情報、ニュースが確認できれば、随時配信メール等で周知を行っていくこととしている。

2. 部会

開催はなし。メールにより、情報共有および次年度の活動内容を確認。

理学療法啓発部（公1）

部長 田中 満勝

1. 部会開催回数 11回

2. 新聞広告掲載作業の管理・運営

→掲載依頼件数 11件

3. 第6回理学療法フェスタ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止。

フェスタの代わりとして、理学療法の日（7月17日）を周知して頂く目的でチラシを作成し、院所及び新聞折込み（奈良県全域：朝日新聞）にて配布実施。

4. 第11回なら理学療法川柳

開催期間：令和4年9月19日～令和4年9月30日

応募総数：202句（入選作品を協会HPに公開）

学 術 局

局長 田平 一行

生涯学習部（公1）

部長 中村 潤二

1. 部会の開催 2回
2. 新人教育プログラムセミナーの開催
 - 1) 第1回前期研修
日時：令和4年7月5日（火）19:00～20:30
場所：Web（運営：奈良県理学療法士協会事務所）
テーマ・講師：『協会組織』
増田 崇（奈良県総合医療センター）
参加人数：8名（奈良県会員8名、会員外0名）
 - 2) 第2回前期研修
日時：令和4年7月14日（日）19:00～20:30
場所：Web（運営：奈良県理学療法士協会事務所）
テーマ・講師：『生涯学習について』
中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）
『理学療法の研究方法論（EBPT含む）』
参加人数：6名（奈良県会員6名、会員外0名）
3. 日本理学療法士協会への研修会登録、履修登録の管理

研修部（公1）

部長 岩佐 精志

1. 部会の開催 年2回開催
2. 研修会・講習会の開催
 - 1) 第31回奈良理学療法士学会のサポート
 - 2) エビデンスに基づく脳卒中理学療法の臨床実践
日 時：令和4年8月28日（日） 9:00 ～ 16:20
会 場：リモート開催（ZOOM ウェビナー）
テーマ：①脳卒中理学療法における帰結評価と効果判定
②脳卒中後の姿勢制御障害に対する評価と介入
③脳卒中後の運動障害に対する物理療法のエビデンスと臨床実践
④脳卒中後の歩行障害に対する下肢装具のエビデンスと臨床実践
講 師：徳久 謙太郎（友誼会総合病院）
塩崎 智之（奈良県立医科大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科）
中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）
辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）
参加人数：157名（奈良県会員31名 他府県会員126名 会員外・その他0名）

3) 理学療法士講習会 基本編 (技術)

日時：令和5年2月18日(土) 9:00～16:30

会場：畿央大学

テーマ：『吸引の基本と実際 ～人工呼吸器を用いて～』

講師：田平 一行 (畿央大学)

増田 崇 (奈良県総合医療センター)

山科 吉弘 (藍野大学)

赤壁 知哉 (大和大学)

チューター：吉田 浩実 (奈良県総合医療センター)

井上 裕水 (松原徳洲会病院)

酒井 直樹 (おかたに病院)

坂本 雅尚 (平成記念病院)

参加人数：20名 (奈良県会員11名 他府県会員7名 会員外・その他2名)

学術誌部 (公1)

部長 徳田 光紀

1. 学術誌部 部会 会議 5回

論文投稿状況, 査読結果, 掲載論文の編集, 校閲作業

2. 学術誌の発刊

雑誌名：「奈良理学療法学」(2023年3月発行)

- 1) 投稿論文の査読
- 2) 論文の編集作業
- 3) 巻頭言の依頼
- 4) 編集後記作成

広 報 局

局長 松村 明子

会誌部 (公1)

部長 半田 学良

1. 部会開催 6回開催
2. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第28号発行

ホームページ管理部 (公1・管理)

部長 久野 剛史

1. 奈良県理学療法士会 ホームページ更新 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)
 - 1) 学会・研修会 26件
 - 2) お知らせ掲載 59件
 - 3) 登録アドレス総数 1560件
 - 4) お知らせメール配信 97件
 - 5) 各部報告、総会資料・議事録、理事会議事録掲載 4件
 - 6) 求人広告 2件 (休止期間あり、現在再開)
 - 7) バナー掲載 15件

※前年度と一部集計方法が変更されています。

2. 会議開催
ホームページや Cobit のシステム変更に関する会議を3回実施。改修は以下の通り。
3. 奈良県理学療法士協会 ホームページシステム修正
 - 1) ホームページリニューアル (現在業者とテストページにて調整中)
 - ・サイドバーの項目の変更
 - ・メインコンテンツ (学会・研修会の新着情報) の変更
 - ・カルーセル (キービジュアル) の変更
 - ・関連学会・研修会の申し込みフォームの変更
 - 2) システム変更
 - ・管理メーリングの振り分け
 - ・イベント一覧の設問増設
 - ・領収書・参加証の発行システムの新設
 - ・イベント一覧 参加金額・タイトルの任意設定実装
 - ・関連学会・研修 PDF 添付実装

各委員会

第31回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 高 島 正 治
準備委員長 後 藤 総 介

1. 委員会開催
委員会全体会議19回、グループ別会議29回
2. 第31回奈良県理学療法士学会開催
 - *開催日時：令和4年7月31日（日）8：30～17：00
 - *参加人数566名（会員162名 会員外404名）
 - *開催形式：オンライン形式
 - *準備会場：奈良学園大学
 - *特別講演講師
次橋 幸男（公益財団法人 天理よろづ相談所 法人事務局 企画準備室 次長）
 - *教育講演講師
 - ① 柴崎 彰秀（さくらい悟良クリニックリハビリテーション科科长）
 - ② 高木 綾一（株式会社 WorkShift 代表取締役）
 - ③ 野添 匡史（甲南女子大学リハビリテーション学部理学療法学科准教授）
 - ④ 吉田 陽亮（奈良県西和医療センターリハビリテーション科係長）
 - ⑤ 尾崎 文彦（東大寺福祉療育病院リハビリテーション部部长）
 - ⑥ 福本 貴彦（畿央大学大学院健康科学研究科/健康科学部理学療法学科准教授）

第32回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 岩 田 健 二
準備委員長 山 田 哲 也

1. 準備委員会会議 9回開催
2. 第32回奈良県理学療法士学会の開催に向けた準備
 - 1) 学会テーマの決定
 - 2) 開催場所・開催形式の確認
 - 3) 講師・シンポジストの決定・依頼
 - 4) 広報（HP・SNSの利用）の運用開始
 - 5) 各種申請書類提出

表彰審査委員会（他1）

委員長 西山 章太

1. 委員会開催（12回）
2. 第30回奈良県理学療法士学会の表彰式
表彰内容：学会長賞 中村 潤二 会員（西大和リハビリテーション病院）
新人賞 黒田 琴葉 会員（平成記念病院）
3. 各表彰審査依頼に対する対応
 - ①叙勲・褒章：奈良県福祉医療部医療政策局
 - ②地域総合功労：奈良県福祉医療部医療政策局
 - ③医療功労賞：奈良県福祉医療部医療政策局
 - ④文部科学大臣賞：文部科学省
 - ⑤協会賞：日本理学療法士協会

新人研修委員会（公1）

委員長 梅本 康明

1. 委員会開催（4回）
2. 奈良県士会主催研修会
 - (1)「脳卒中リハビリテーション」コース
開催期間：令和4年7月2日～令和4年7月3日（全6回）計9時間
開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）
コーディネーター 辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）
参加人数70名（奈良県会員20名 他府県会員49名 会員外・その他1名）
講師 政田 純兵 （市立奈良病院）
中村 潤二 （西大和リハビリテーション病院）
尾川 達也 （西大和リハビリテーション病院）
生野 公貴 （西大和リハビリテーション病院）
辻本 直秀 （西大和リハビリテーション病院）
藤井 慎太郎 （西大和リハビリテーション病院）
 - (2)「運動器リハビリテーション」コース
開催期間：令和4年8月21日（全4回）計6時間
開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）
コーディネーター 熊田 直也（白庭病院）
参加人数67名（奈良県会員22名 他府県会員45名 会員外・その他0名）
講師 柴崎 彰秀 （さくらい悟良整形外科クリニック）
山田 哲也 （奈良西部病院）
久野 剛史 （松倉病院）
熊田 直也 （白庭病院）
徳田 光紀 （平成記念病院）

(3) 「呼吸器リハビリテーション」コース

開催期間：令和4年10月29日～令和4年10月30日（全8回）計12時間

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 坂本 雅尚（平成記念病院）

参加人数50名（奈良県会員20名 他府県会員29名 会員外・その他1名）

講師 田平 一行（畿央大学）
増田 崇（奈良県総合医療センター）
和田 善行（平成記念病院）
鈴木 拓真（天理よろづ相談所病院）
坂本 雅尚（平成記念病院）
鈴木 広大（阪奈中央病院）
丸岡 満（天理よろづ相談所病院）
田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院）

(4) 「装具リハビリテーション」コース

開催期間：令和4年11月13日（全5回）計7時間30分

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）

参加人数33名（奈良県会員11名 他府県会員22名 会員外・その他0名）

講師 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）
乾 康浩（奈良県総合リハビリテーションセンター）
高田 博史（奈良県総合リハビリテーションセンター）
関口 貴弘（平成まほろば病院）
篠宮 健（奈良県総合リハビリテーションセンター）

(5) 「リスク管理のためのフィジカルアセスメント」コース

開催期間：令和4年12月4日（全4回）計6時間

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 大垣 昌成（平成記念病院）

参加人数52名（奈良県会員24名 他府県会員28名 会員外・その他0名）

講師 増田 崇（奈良県総合医療センター）
和田 善行（平成記念病院）
大垣 昌成（平成記念病院）
坂本 雅尚（鷺栖の里）

(6) 「地域リハビリテーション」コース

開催期間：令和5年1月8日、令和5年1月15日（全7回）計10時間30分

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 山本 和典（平成まほろば病院）

参加人数46名（奈良県会員12名 他府県会員34名 会員外・その他0名）

講師 中川 勝利（訪問リハビリテーションみそら）
淵脇 崇（介護老人保健施設 ふれあい）
浦上 貴仁（きよ女性クリニック）
堀田 修秀（介護老人保健施設 鴻池荘）
山本 和典（平成まほろば病院）

専門領域委員会 (公1)

委員長 榮崎 彰秀

1. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会への登録の推進
本年度も COVID-19 の拡大・減少が繰り返され、開催方法が一定でなかったため広報が出来なかったため、来年度へ向けて広報方法を検討した。
2. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会の管理
 - 1) 委員会：1回
各勉強会の代表者から活動報告と名簿の提出を受けた。
 - 2) 令和4年度は、下記の5つの勉強会が活動した。
 - ・呼吸器循環器系勉強会
 - ・奈良整形外科リハビリテーション勉強会
 - ・発達障害児・者勉強会
 - ・3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会
 - ・健康増進・疾病予防・障害予防勉強会

*健康増進・疾病予防・障害予防勉強会は、来年度より糖尿病対策委員会へ活動を移行し、専門領域委員会としては活動終了とする
3. 各勉強会活動の支援
勉強会が主催・共催する研修会と士会主催症例検討会（勉強会担当）について、HPなどでの案内を実施した。
本会の Zoom 使用について、各勉強会へ可能な範囲で対応した。
4. 本会と各勉強会の共催した研修会・士会主催症例検討会
 - ・令和4年度奈良県理学療法士協会専門領域委員会 第1回研修会
日 時：令和5年3月19日
場 所：青丹学園 関西医療福祉学院 + ZOOM ウェビナー ハイブリッド開催
テ ー マ：「エコーから見た触診の再考」
「第3回奈良整形外科リハビリテーション勉強会学術集会」
主 催：奈良県理学療法士協会専門領域委員会
(担当：奈良整形外科リハビリテーション勉強会)
講 師：榮崎 彰秀（さくらい悟良整形外科クリニック）
久野 剛史（松倉病院）
徳田 光紀（平成記念病院）
松田 強史（松倉病院）
城谷 将輝（平成記念病院）
参加人数：77名
 - ・第1回士会主催症例検討会（担当：奈良整形外科リハビリテーション勉強会）
日 時：令和4年8月25日
場 所：ZOOM ウェビナー
共 催：奈良県理学療法士協会、奈良整形外科リハビリテーション勉強会
演題発表：3演題
参加人数：103名（会員103名、司会・コーディネーター・発表者・スタッフ含む）

- ・第2回士会主催症例検討会（担当：奈良整形外科リハビリテーション勉強会）
日 時：令和4年12月15日
場 所：ZOOM ウェビナー
共 催：奈良県理学療法士協会，奈良整形外科リハビリテーション勉強会
演題発表：3演題
参加人数：135名（会員135名，司会・コーディネーター・発表者・スタッフ含む）
- ・その他の活動として，理学療法士講習会での活動や糖尿病対策委員会での活動を実施した

ブロック活動推進委員会（公1）

委員長 井上 裕水

1. 委員会の開催（リモートにて実施） 3回
2. 事業内容
 - ブロック合同症例検討会
日時：令和5年2月12日（日） 9:00～14:30
参加人数 40名（奈良県会員 40名 他府県会員 0名 会員外・その他 0名）
発表演題数 7演題

選挙管理委員会（管理）

委員長 和田 祥武

- 会議開催 1回
1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う2021，2022年度役員選挙
1) 告示による立候補者の受け付け（自薦、他薦）

スポーツメディカルサポート委員会 (公1)

委員長 福本 貴彦

1. 令和4年度事業報告

1) 打ち合わせ

委員会議 2回実施

2) 勉強会

・第1回

日時：令和4年8月28日(日)9時～12時10分

場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室

テーマ：スポーツ医科学に基づいた地域貢献と下肢スポーツ理学療法の実践
スポーツに関わる理学療法士の役割

講師：玉置龍也(横浜市スポーツ医科学センター)

鈴川仁人(横浜市スポーツ医科学センター)

参加人数：26名

(奈良県士会所属26名、他府県士会所属0名、会員外・その他0名)

・第2回

日時：令和4年11月20日(日)9時～12時10分

場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室

テーマ：ならマラソン講習会(今年の最新情報)
奈良マラソンにおけるテーピングの実技

講師：福本貴彦(畿央大学)

嶋田陽太(吉本整形外科・外科病院)

参加人数：28名

(奈良県士会所属27名、他府県士会所属1名、会員外・その他0名)

・第3回

日時：令和4年12月18日(日)9時～12時10分

場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室

テーマ：奈良県高校野球メディカルサポートの活動内容
野球サポートにおけるテーピングの実技

講師：岡田彰史(奈良県総合医療センター)

齋藤健太(香芝生喜病院)

参加人数：13名

(奈良県士会所属13名、他府県士会所属0名、会員外・その他0名)

・第4回

日時：令和5年2月26日（日）9時～12時10分

場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室

テーマ：飛鳥ハーフマラソン講習会（救護体制）

救護現場における実際

講師：和田哲宏（吉本整形外科・外科病院）

嶋田陽太（吉本整形外科・外科病院）

参加人数：18名

（奈良県士会所属17名、他府県士会所属0名、会員外・その他0名）

3) 高校野球のサポート

春季近畿大会奈良予選大会

全国高校野球選手権大会奈良予選大会

秋季近畿大会奈良予選大会

以上3大会のサポートを実施

3名/日のシフト制で参加

PT見学枠を再開

参加人数：15名

（奈良県士会所属15名、他府県士会所属0名、会員外・その他0名）

4) マラソン大会

令和4年12月11日（日）9時スタート

今回は全ての救護所にPT（17名）を配置。また、第6救護所サービスステーション（奈良県理学療法士協会テント）（18名）も再開

参加人数35名

（奈良県士会所属32名、他府県士会所属3名、会員外・その他0名）

5) スポーツ理学療法運営担当者web会議（日理協）

2回開催

令和4年5月28日（土）13時～16時：福本が出席

令和5年12月17日（土）9時～12時：嶋田委員が代理で出席

上記参加費は日理協から、議事録は日理協管理

地域包括ケアシステム推進委員会（公1）

委員長 堀田 修秀

1. 委員会の開催 6回

2. 研修会の開催

1) 推進リーダー導入研修会の開催

(1) 介護予防推進リーダー導入研修

日時：令和4年11月6日（日）9:30～13:30

場所：Zoom 研修

- 内容：1、介護予防・日常生活支援総合事業
2、住民のやる気を引き出す5minプレゼンをつくろう！
住民がやる！と決めた時の応援10か条をつくろう！
3、通いの場の実践事例の紹介

講師：堀田 修秀(介護老人保健施設鴻池荘)
中川 大樹(社会福祉法人総合施設美吉野園)
野口 寛(訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション)

参加人数：8名(奈良県会員8名)

(2) 地域ケア会議推進リーダー導入研修

日時：令和4年10月9日(日)9:30~13:30

場所：Zoom 研修

- 内容：1、地域包括ケアシステムについて
2、地域ケア会議とは
3、地域ケア会議に求められるリハ専門職種の役割
4、書類の見方と解説
5、地域ケア会議の実践報告
6、地域包括ケア市町村担当グループについて

講師：堀田 修秀(介護老人保健施設鴻池荘)
中川 勝利(訪問看護ステーションみそら)
櫻井 公統(介護老人保健施設アップル学園前)

参加人数：7名(奈良県会員7名)

2) 推進リーダーフォローアップ研修会

(1) 第1回推進リーダーフォローアップ研修会

日時：令和4年8月29日(水)19:00~20:30

場所：Zoom 研修

- 内容：田原本町における介護予防の現状
質疑応答

講師：松田晴子(田原本町地域包括支援センター)

参加人数：20名(奈良県会員20名)

(2) 第2回推進リーダーフォローアップ研修会

日時：令和5年2月22日(水)19:00~20:30

場所：Zoom 研修

- 内容：意外と知らないリハビリテーションと栄養
質疑応答

講師：豊田綾子(機能強化型認定栄養ケアステーション

ディー・アール・ディー)

参加人数：27名(奈良県会員16名 その他11名)

3) 多職種研修会の開催

日時：令和5年2月10日(金)19:00~20:30

場所：奈良県産業会館5F大会議室

内容：シンポジウム

講師：仲谷尚紀(ハル薬局)

奥本聡美(西奈良メディカルクリニック)

辻本昌代(認定栄養ケア・ステーション もぐエイル)

高取克彦(畿央大学健康科学部 理学療法学科)

参加人数：32名(奈良県会員19名 その他13名)

4) その他

ダイハツ健康安全運転講座 今年度開催なし

政策委員会 (管理)

委員長 尾崎 文彦

1. 政治参画に関する情報収集

2. (公社)日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟、奈良県理学療法士連盟との連携

- 04/20 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 04/22 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 04/23 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 04/26 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 05/10 西川均奈良県議会議員訪問。ご挨拶と支援依頼。
- 05/12 管理者全体研修会 Web 「今求められる管理者像とは？」半田一登、小川克巳
- 05/19 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 05/20 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 05/21 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 05/24 小川かつみ全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 05/20 リハノメチャンネル Web
「小川かつみ先生にリハスタッフの未来をなんでも聞いてみよう」
- 05/21 日本連盟 研修会 Web
「選挙活動における広報の注意点！ーデジタル広報と選挙広報物ー」
- 05/30 参議院議員小川かつみ君の飛躍を期する会
- 06/04 衆議院議員高市早苗連合後援会 緊急幹事会・国政報告会 (なら 100 年会館)
- 06/11 参議院議員佐藤啓時局講演会 (県文化会館)
- 06/15 小川克巳全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 06/17 小川克巳全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 06/18 小川克巳全国後援会 選対本部スケジュール説明報告会 Web
- 06/25 日本連盟 研修会 Web
「人生 100 年時代の医療・介護 社会は変えられる社会を変えていきたい」
- 06/26 佐藤啓街頭演説動員 2 か所
- 06/26 小川かつみ全国一斉「決起集会」 Web
- 07/02 小川かつみ全国一斉「個人演説会」 Web
- 07/05 新人教育プログラムセミナーWeb 連盟活動説明
- 07/09 小川かつみ全国一斉「個人演説会」 Web
- 07/09 小川かつみ全国一斉「個人演説会」マイク納め式 Web
- 08/27 小川かつみ全国後援会「選対本部の総括」 Web
- 09/07 衆議院議員小林しげき政経セミナー (ホテル日航奈良)
- 10/07 日本連盟 臨時中央役員会 Web
- 11/06 衆議院議員田野瀬太道君と明日の日本を語る会 (シェラトン都ホテル大阪)
- 11/08 日本連盟 臨時総会 Web
- 12/10 日本連盟 研修会 Web 講演「大田仁史」 対談「国光あやの×半田一登」
- 01/10 日本連盟 臨時中央役員会 傍聴 Web

- 02/02 日本協会 政策情報交換会 Web
- 02/04 自由民主党奈良県第一選挙区支部大会 (学園前ホール)
- 02/04 日本連盟 近畿ブロック会議 (和歌山県民文化会館)
- 02/04 日本連盟・日本協会 近畿ブロック役員懇親会 (アバローム紀の国)
- 02/05 第 62 回近畿理学療法学会 連盟ブース活動 (和歌山県民文化会館)
- 02/05 高市早苗連合後援会「お雛祭り幹事会&国政報告会」(なら 100 年会館)
- 02/05 平木しょう君と語る会 (ホテル日航奈良)
- 02/18 平木しょう後援会発足総会及び決起大会 (天理市民会館やまのべホール)
- 02/25 日本連盟令和 5 年通常総会 Web
- 02/25 日本連盟 理学療法の未来を語る会 Web
 - 〈一部〉講演 大手新聞社記者 テーマ：新聞記者から見た政治と選挙
 - 〈二部〉対談 田中まさし(参議院議員) × 齊藤秀之(日本協会会長)
- 03/26 平木しょう決起集会 (かいほら万葉ホール)
- 03/31 平木しょう個人演説会 (DMG やまと郡山城ホール)

学校保健・特別支援担当委員会 (公 1)

委員長 福本 貴彦

1. 奈良県立西和養護学校における運動器機能予備調査
中止となった。
2. 田原本町・斑鳩町内、小学校・中学校のスポーツテスト
 - 令和 4 年 5 月 1 9 日 (木)
 - ・田原本町立北小学校
 - ・田原本町立南小学校両校、福本が実施
 - 令和 4 年 5 月 2 4 日 (火)
 - ・田原本町立田原本小学校福本と加納が実施
 - 令和 4 年 5 月 2 7 日 (金)
 - ・田原本町立平野小学校福本が実施
 - ・田原本町立東小学校は自校で実施可能とのことでサポートはなし。
3. 会議
 - 令和 4 年 5 月 2 4 日 (火) 18 時～18 時 30 分
 - 委員 2 名で会議。
 1. 2022 年度内の活動について
 2. 教育委員会との打ち合わせ内容について
 3. 2022 年度内の西和養護学校における運動器機能予備調査と運動指導について

災害対策委員会 (公1)

委員長 和合 弘貴

1. 会議：全4回の開催
2. 災害対策研修会開催
全1回の開催（オンライン）
日時：令和4年10月29日（土） 13:00～15:20
内容：
「災害医療と新型コロナウイルス対応について、DMATとJRATの連携」
講師：守川 義信（厚生労働省 医政局 地域医療計画課）
「奈良 JRAT の設立と今後の活動・支援体制について」
講師：鉄村 信治（奈良 JRAT/奈良東病院）
参加人数：35名（奈良県士会所属 26名，他府県士会所属 5名，他職種：4名）
3. 災害支援マニュアルの周知・修正継続
4. 災害時必要物品の購入・保管継続
感染対策物品の購入（N95マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル他）
5. JIMTEF 研修への会員の受講支援
ベーシックコース オンライン開催：受講者なし
6. 災害時活動協力者のリスト作成継続
7. 奈良県 JRAT での活動協力
8. 近畿ブロックでの情報交換・申し合わせ

管理者ネットワーク推進委員会 (公1)

委員長 西田 宗幹

1. 会議：2回開催
2. 管理者研修会開催
 - 1) 管理者研修会（全体）
日時：令和4年5月12日（木）19:00～20:30
開催方法：ZOOM（ミーティング）での Web 開催
内容：1. 「今求められる管理者像とは？」
半田一登（日本理学療法士連盟 会長）
2. 挨拶：小川かつみ前参議院議員
参加人数：59名（会員55名、会員外4名）
 - 2) 協会指定管理者（初級）研修会
日時：令和4年9月13日（月）19:15～20:45
開催方法：ZOOM（ウェビナー）での Web 開催
内容：1. 「協会の求める管理者像」 動画視聴（約45分）
2. 「奈良県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」
増田 崇（奈良総合医療センター）
参加人数：9名（会員9名、会員外0名）
両研修会とも当日の運営を奈良県理学療法士連盟に委託

3. 管理者間連携強化

- 1) 管理者グループへの google グループを利用した情報提供・共有
- 2) 他部（医療・介護保険部）・委員会（地域包括ケア推進委員会）と協力しての情報交換実施

臨床実習指導者講習委員会（公1）

委員長 後藤 総介

1. 奈良県理学療法士養成校協議会が主催する臨床実習指導者講習会の管理、サポート
全9回開催予定
2022年5月14日-15日 担当 白鳳短期大学 WEB 修了者47名
2022年6月11日-12日 担当 畿央大学 WEB 修了者48名
2022年7月16日-17日 担当 奈良学園大学 WEB 修了者48名
2022年9月10日-11日 担当 奈良学園大学 WEB 修了者46名
2022年10月15日-16日 担当 白鳳短期大学 WEB 修了者46名
2023年3月4日-5日 担当 畿央大学 WEB 修了者48名
2. 臨床実習指導者講習会 奈良県理学療法士養成校協議会会議への参加
4回の奈良県理学療法士養成校協議会会議への参加
3. 会長および役員への臨床実習指導者講習会の講師・世話人の承認申請
5名
4. 臨床実習指導者講習会 参加修了者の管理
283名（2023年3月31日）

糖尿病対策委員会（公1）

委員長 村上 康朗

1. 委員会会議の開催 年三回開催
2. なら糖尿病デー2022 への参加
内容：動画作成「しっかり効果のある運動療法！」
URL：https://www.youtube.com/watch?v=MJf_I2Qwr5w
3. 第8回日本糖尿病理学療法学会学術大会での発表、情報交換会への参加
日時：令和4年9月38（土）～4（日）
演題名：「奈良県における糖尿病対策推進における活動」
発表者：村上康朗（天理よろづ相談所病院）
4. 講師の派遣
①令和4年度 糖尿病性腎症重症化予防保健指導者人材育成事業
日時：令和4年7月26日、8月2日
内容：「糖尿病・糖尿病性腎症の運動療法」
講師：村上康朗（天理よろづ相談所病院）

- ②2022 年度奈良糖尿病療養指導士認定講習会
日時：令和4年6月19日、12月11日
講師：村上康朗（天理よろづ相談所病院）
- ③第20回チームで考える糖尿病医療の会
日時：令和4年10月1日
講師：櫻井美和子（天理よろづ相談所病院）
- ④2022 年度 CDE スキルアップセミナー in NARA
日時：令和5年2月15日
講師：村上康朗（天理よろづ相談所病院）

循環器病対策委員会（公1）

委員長 後藤 総介

1. 委員会会議の開催
4回開催
2. 日本循環器理学療法学会循環器病対策基本法委員会循環器病対策基本法
リハビリテーション担当者 第2回情報交換会への参加
3. 奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課との会議
1回開催
4. 奈良県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画に対するパブリックコメント
の作成、提出
5. 情報収集
奈良県循環器病対策推進計画に参画するための、準備および情報収集

公的委員会報告

奈良県医療安全推進協議会

委員 和田 善行

医療上の有害事象に関する幅広い情報を収集し、発生及び抑止の要因を分析・研究するとともに再発防止のために県内医療機関と情報共有し、医療安全体制の構築を図る目的である奈良県医療安全推進センターと医療職能団体が連携し、県内医療機関の医療の質向上を目指す。

1. 奈良県医療安全推進センター主催のネットワーク会議への参加 11回
2. 奈良県理学療法士協会の医療安全担当者
急性期 北村 哲郎（奈良県立医科大学付属病院）
回復期 和田 善行（平成記念病院）
生活期 河村 隆史（リハビリあ・える田原本）
3. 会員への情報提供

奈良県障害者介護給付費等不服審査会

委員 増田 崇

今年度の開催は無し。

日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会

幹事 増田 崇

日本医療マネジメント学会の各都道府県に設置されている奈良支部である。毎年学術集会を開催し、医療マネジメントの多職種による強化を推進している。

令和4年6月27日（月）（Web）および令和5年2月4日（土）（学会中・対面）に会議が開催された。

今年度の学会は済生会中和病院が幹事で令和5年2月5日（土）に奈良県社会福祉総合センターにて開催された。

奈良県高次脳機能障害

リハビリテーション講習会実行委員会

委員 西田 宗幹

今年度も社団法人日本損害保険協会助成事業として、奈良高次脳機能障害友の会あすかが事務局となり開催された。同会会員、医師、PT、OT、ST等での実行委員会にて第23回講習会の企画・運営。実行委員会議は、新型コロナウイルス感染予防としてZOOMを利用したオンライン会議を実施。リハーサルや研修会当日は、会場運営スタッフとして参加し

た。今回も会場参加とオンライン参加のハイブリット形式にて実施した。また、今年度は同会の設立 20 周年記念式典も講習会前に開催され、参列させていただいた。

第 23 回講習会

日 時：令和 4 年 10 月 16 日（日）午後 13 時～16 時

会 場：奈良公園バスターミナル レクチャーホール（奈良市）

参加者：会場参加 86 名 オンライン参加 65 名 計 151 名

内 容：昭和大学医学部リハビリテーション医学講座准教授で、医療法人社団圭仁会理事長の橋本圭司先生より「高次脳機能障害との上手なつき合い方」というテーマでの講演があり、その後当事者・家族による体験発表、橋本先生と当事者とその家族で鼎談を実施、会場・オンラインからの質疑応答を実施した。

奈良県介護実習・普及センター運営委員会

委員 西田 宗幹

令和 4 年度も運営委員会が開催される予定であったが、新型コロナウイルスの関係で中止になった。昨年同様、各委員に資料が送付され内容を確認し、奈良県介護実習普及センターに今年度の事業の疑問点や来年度事業に関する意見を記載し、送付した。

3 士会合同訪問リハビリテーション

実務者研修会 運営委員会

委員 西田 宗幹

令和 5 年 1 月 28 日に、奈良県理学療法士協会、作業療法士会、言語聴覚士会合同で、今年度も奈良県介護人材確保対策総合支援補助金事業として第 13 回リハ三団体合同訪問リハビリテーション実務者研修会を開催した。今年度も新型コロナウイルス感染予防として、ZOOM を利用したリモートでの開催となった。参加者は PT14 名、OT 6 名、ST 4 名、訪問看護師 1 名、ケアマネジャー 1 名、保健師 1 名の計 28 名と、今年度は他職種の理解を深める意味合いもあり多職種参加形態とし、前年度より増加した。運営委員会会議は全 7 回開催。

研修内容は、「「つながり（連携）」による在宅支援を考えよう」をテーマにリハ専門職の専門性を理解し利用者の自立支援に向けて、各職種との連携の必要性を知り、今後の連携づくりのきっかけとなることを目的とした。PT・OT・ST の各講師から日頃の体験を主とした講義を行っていただき、グループワーク、発表を行っていただいた。

今回の研修会を通して、参加者の皆さんには対象者を取り巻く環境等の背景因子や自分の職種の「強み」、他職種の役割を理解し、利用者に寄り添った介入の必要性を理解していただけたかと思う。今後も訪問リハ実施において、他職種の強みを理解したチームアプローチが実践できるように士会員への研修を継続する必要性を感じた。

なら介護の日2022実行委員会

委員 松村 明子

平成20年7月に厚生労働省が11月11日を「介護の日」と制定したことに伴い、行政、NPO、専門職団体などで実行委員会を構成し、イベントを企画・運営している。今年度は3年ぶりに対面開催となり、100年会館中ホールでのイベントと相談コーナーが設置された。当日は天気も良く行楽日和もあったこともあり、参加者は少なめではあったが、無事終了している。

日時；令和4年11月3日（木・祝） 11時30分～16時30分

内容；奈良介護大賞2022の発表・表彰式

親守唄・歌会2022の披露

記念シンポジウム

「何が起きていたのか？ ～コロナ禍の奈良県のケアの現場で～」

コーディネーター 村上良雄（奈良介護の日実行委員長）

パネリスト 安東範明（奈良県医師会会長）

福井修平（聖ヨゼフホーム施設長）

山岡 亨（手をつなぐ育成会理事長）

東 真理（地域包括センターのぞみ）

各種相談・授産品販売

高次脳機能障害支援体制検討委員会

委員 松村 明子

令和4年度の高次脳機能障害支援体制検討委員会は、令和4年6月21日に県庁にて開催された。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大によりリモートでの会議開催であったが、今年度は対面での会議となっている。令和3年度の事業報告と令和4年度の事業計画について報告があった。昨年度に『高次脳機能障害者の運転評価』に関する取り組みも必要であるという議題が上がっていたが、今年度は自動車運転免許更新時における認知機能評価に関して討議された。

2022年度 公文書発行一覧（公的機関推薦、後援名義承認等）

区分	内 容			
	開催期間・日など	依頼団体名など	公文書発行内容	名称・使用事業名・後援会名など
後援名義	令和4年10月8日 ～ 令和4年10月9日	NPO法人日本ホスピス・在宅ケア研究会 奈良大会長 久保田 千代美	後援名義使用の承諾について	第29回 日本ホスピス・在宅ケア研究会全国 大会in奈良
後援名義	令和4年10月16日	奈良高次機能障害リハビリテーション講習会 実行委員会	後援承諾書	第23回奈良高次機能障害リハビリテーション 講習会
後援名義	令和5年11月19日	日本褥瘡学会・奈良県在宅褥瘡セミナー 代表委員 中村 義徳	後援承諾書	第16回日本褥瘡学会 奈良県在宅褥瘡セミ ナー
後援名義	令和4年8月23日	社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団 理事長 辻村 泰範	後援名義使用の承諾について	奈良県福祉フェア～第5回福祉機器展in奈良 2022～
県・市町村推 薦	令和5年4月1日か ら令和7年3月31日 までの2年間	天理市長 並河 健	天理市及び山添村介護認定審査会委員の推薦につ いて(回答) 小笠原 弓子・河村 吉将・和田 哲宏	
県・市町村推 薦	令和4年度	河合町福祉政策課長	推薦依頼について(回答) 推薦できる人材がおらず見送りへ	令和4年度河合町介護予防事業における人材 の推薦
県・市町村推 薦	令和5年4月1日か ら2年間	奈良市長 仲川 元庸	奈良市介護認定審査会委員推薦書 石橋 睦仁・柘岡 佳樹・明道 知己・浅川 数典 ・泉谷 遼・野口 寛・浦上 貴仁・原田 純	
県・市町村推 薦	令和5年4月1日か ら令和8年3月31日 までの3年間	橿原市長 亀田 忠彦	令和5年度橿原市高取町明日香村介護認定審査会委 員候補者推薦名簿 森本 久雄	
後援名義	令和5年3月19日	奈良県総合医療センター 臨床検査部 高木 豊雅	一般社団法人 奈良県臨床検査技師会 後援名義の 使用について(回答)	公開講演会
後援名義	令和5年3月12日	一般社団法人奈良県臨床工学技士会	第20回人工呼吸器安全セミナー後援について	第20回人工呼吸器安全セミナー
県・市町村推 薦	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	天理市長 並河 健	天理市障害支援区分判定審査会委員推薦書 柘岡 佳樹	

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位 円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	29,421,840	28,707,505	714,335
前渡金	12,540	0	12,540
未収入金	12,500	0	12,500
流動資産合計	29,446,880	28,707,505	739,375
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
事務所移転積立金	13,910,129	13,204,129	706,000
特定資産合計	13,910,129	13,204,129	706,000
(3) その他固定資産			
什器備品	189,393	417,582	△ 228,189
電話加入権	74,984	74,984	0
ソフトウェア	396,658	778,739	△ 382,081
保証金	200,000	200,000	0
その他固定資産合計	861,035	1,471,305	△ 610,270
固定資産合計	14,771,164	14,675,434	95,730
資産合計	44,218,044	43,382,939	835,105
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,592,360	765,840	826,520
前受会費	10,875,000	9,680,000	1,195,000
預り金	7,656	23,311	△ 15,655
流動負債合計	12,475,016	10,469,151	2,005,865
負債合計	12,475,016	10,469,151	2,005,865
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	△ 13,910,129	△ 13,204,129	△ 706,000
正味財産合計	31,743,028	32,913,788	△ 1,170,760
負債及び正味財産合計	44,218,044	43,382,939	835,105

貸借対照表内訳表

令和5年3月31日現在

(単位 円)

科 目	公益目的事業	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	11,906,780	1,408,695	16,106,365		29,421,840
前渡金	12,540				12,540
未収入金	12,500				12,500
流動資産合計	11,931,820	1,408,695	16,106,365	0	29,446,880
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
事務所移転積立金	7,232,067		6,678,062		13,910,129
特定資産合計	7,232,067	0	6,678,062	0	13,910,129
(2) その他固定資産					
什器備品	162,357		27,036		189,393
電話加入権	37,492		37,492		74,984
ソフトウェア	317,328	27,765	51,565		396,658
賃貸事務所保証金	104,000		96,000		200,000
その他固定資産合計	621,177	27,765	212,093	0	861,035
固定資産合計	7,853,244	27,765	6,890,155	0	14,771,164
資産合計	19,785,064	1,436,460	22,996,520	0	44,218,044
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	803,604	30,120	758,636		1,592,360
前受会費	10,875,000				10,875,000
預り金			7,656		7,656
流動負債合計	11,678,604	30,120	766,292	0	12,475,016
負債合計	11,678,604	30,120	766,292	0	12,475,016
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計					
2. 一般正味財産	8,106,460	1,406,340	22,230,228	0	31,743,028
(うち特定資産への充当額)	△ 7,232,067	0	△ 6,678,062	0	△ 13,910,129
正味財産合計	8,106,460	1,406,340	22,230,228		31,743,028
負債及び正味財産合計	19,785,064	1,436,460	22,996,520	0	44,218,044

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	130	124	6
② 会費収入			
会員会費収入	14,740,000	14,630,000	110,000
賛助会員会費収入	200,000	160,000	40,000
③ 補助金収益	2,698,800	2,395,500	303,300
④ 事業収益			
会場整理費	1,715,270	167,610	1,547,660
⑤ 雑収入	66,230	11,268	54,962
経常収益計	19,420,430	17,364,502	2,055,928
(2) 経常費用			
① 事業費	(15,555,570)	(11,687,775)	(3,867,795)
給料手当	1,644,433	1,711,413	△ 66,980
福利厚生費	19,985	19,803	182
会議費	1,060,944	693,507	367,437
旅費交通費	440,944	559,266	△ 118,322
通信運搬費	227,236	2,481,590	△ 2,254,354
什器備品減価償却費	165,779	262,483	△ 96,704
ソフトウェア減価償却費	332,410	326,825	5,585
消耗品費	2,038,434	215,947	1,822,487
印刷製本費	650,884	1,167,630	△ 516,746
光熱水料費	61,217	67,260	△ 6,043
賃借料	1,108,751	678,881	429,870
保険料	68,360	27,110	41,250
諸謝金	2,197,599	2,119,100	78,499
支払負担金	727,500	10,000	717,500
支払手数料	4,071,432	1,203,872	2,867,560
会場費	134,689	59,078	75,611
広告費	604,973	84,010	520,963
② 管理費	(5,035,620)	(4,265,754)	(769,866)
役員報酬	1,117,000	983,000	134,000
給料手当	458,422	471,512	△ 13,090
福利厚生費	5,571	5,456	115
会議費	140,270	97,331	42,939
旅費交通費	150,714	102,899	47,815
通信運搬費	366,252	746,768	△ 380,516

	什器備品減価償却費	62,410	211,475	△ 149,065
	ソフトウェア減価償却費	49,671	48,836	835
	消耗品費	775,975	301,346	474,629
	印刷製本費		8,030	△ 8,030
	光熱水料費	17,065	18,531	△ 1,466
	賃借料	309,089	187,039	122,050
	保険料	4,450	4,120	330
	慶弔費	26,411	34,441	△ 8,030
	支払負担金	90,000	70,000	20,000
	支払手数料	1,124,150	649,220	474,930
	会場費	13,170	5,750	7,420
	渉外費	325,000	320,000	5,000
	経常費用計	20,591,190	15,953,529	4,637,661
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,170,760	1,410,973	△ 2,581,733
	基本財産評価損益等			0
	特定資産評価損益等			0
	投資有価証券評価損益等			0
	評価損益等合計	0	0	0
	当期経常増減額	△ 1,170,760	1,410,973	△ 2,581,733
	当期一般正味財産増減額	△ 1,170,760	1,410,973	△ 2,581,733
	一般正味財産期首残高	32,913,788	31,502,815	1,410,973
	一般正味財産期末残高	31,743,028	32,913,788	△ 1,170,760
II	指定正味財産増減の部			
	一般正味財産への振替額			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0
III	正味財産期末残高	31,743,028	32,913,788	△ 1,170,760

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位 円)

科 目	公益事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益					
特定資産受取利息	67		63		130
② 会費収入					
会員会費収入	7,517,400	737,000	6,485,600		14,740,000
賛助会員会費収入	200,000				200,000
③ 補助金収益	2,698,800				2,698,800
④ 事業収益					
会場整理費	1,715,270				1,715,270
⑤ 雑収入	66,230				66,230
経常収益計	12,197,767	737,000	6,485,663	0	19,420,430
(2) 経常費用					
① 事業費	(15,142,907)	(412,663)	()	()	(15,555,570)
給料手当	1,644,433				1,644,433
福利厚生費	19,985				19,985
会議費	1,030,944	30,000			1,060,944
旅費交通費	440,944				440,944
通信運搬費	222,904	4,332			227,236
什器備品減価償却費	165,779				165,779
ソフトウェア減価償却費	305,664	26,746			332,410
消耗品費	1,996,306	42,128			2,038,434
印刷製本費	650,884				650,884
光熱水料費	61,217				61,217
賃借料	1,108,751				1,108,751
保険料		68,360			68,360
諸謝金	2,197,599				2,197,599
支払負担金	727,500				727,500
支払手数料	3,830,335	241,097			4,071,432
会場費	134,689				134,689
広告費	604,973				604,973
② 管理費	()	()	(5,035,620)	()	(5,035,620)
役員報酬			1,117,000		1,117,000
給料手当			458,422		458,422
福利厚生費			5,571		5,571
会議費			140,270		140,270
旅費交通費			150,714		150,714
通信運搬費			366,252		366,252
什器備品減価償却費			62,410		62,410

ソフトウェア減価償却費			49,671		49,671
消耗品費			775,975		775,975
光熱水料費			17,065		17,065
賃借料			309,089		309,089
保険料			4,450		4,450
慶弔費			26,411		26,411
支払負担金			90,000		90,000
支払手数料			1,124,150		1,124,150
会場費			13,170		13,170
渉外費			325,000		325,000
経常費用計	15,142,907	412,663	5,035,620	0	20,591,190
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,945,140	324,337	1,450,043	0	△ 1,170,760
基本財産評価損益等					0
特定資産評価損益等					0
投資有価証券評価損益等					0
評価損益等合計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,945,140	324,337	1,450,043	0	△ 1,170,760
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	95,376	△ 95,376	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,849,764	228,961	1,450,043	0	△ 1,170,760
一般正味財産期首残高	10,956,224	1,177,379	20,780,185	0	32,913,788
一般正味財産期末残高	8,106,460	1,406,340	22,230,228	0	31,743,028
II 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	8,106,460	1,406,340	22,230,228	0	31,743,028

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	預金	普通預金 南都銀行手貝支店	運転資金として	29,421,840	29,421,840
	前渡金		翌事業年度の会場代、交通費	12,540	12,540
	未収入金	㈱ペイジェント	3月分講習会代	12,500	12,500
流動資産合計				29,446,880	29,446,880
(固定資産)	特定資産	普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、公益事業の為の資産 取得資金として管理されている預金	7,232,067	
		普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、法人会計の為の資産 取得資金として管理されている預金	6,678,062	13,910,129
その他固定 資産	什器備品	パソコン10点、ガス 発電機	公益事業に使用される備品	162,357	
		パソコン7点、プロ ジェクター1点	法人会計に使用される備品	27,036	189,393
	電話加入権		公益事業に使用される電話	37,492	
			法人会計に使用される電話	37,492	74,984
	ソフトウェア	ウェブサイト初期構 築費用、更新費用、 決済セキュリティ対 策改修、追加開発費 用	公益事業に使用されるソフトウェア	317,328	
			収益事業等に使用されるソフトウェア	27,765	
			法人会計に使用されるソフトウェア	51,565	396,658
事務所賃貸保証金		公益事業使用の為の保証金	104,000		
		法人会計使用の為の保証金	96,000	200,000	
固定資産合計				14,771,164	14,771,164
資産合計				44,218,044	44,218,044
(流動負債)	未払金	部員	公益事業にかかる会議費等の未払	754,000	
			収益事業等にかかる会議費等の未払	30,000	
			法人会計にかかる会議費等の未払	108,650	
		役員	R4.10～R5.3月分役員報酬11名分・交通費7名分の 未払	649,080	
			講師	謝礼金の未払	30,000
		㈱ペイジェント	決済システム利用料等の未払	17,633	
		その他	後納郵便代の未払	2,997	1,592,360
	前受会費	会員会費 1090件	翌事業年度の会費	10,875,000	10,875,000
	預り金	源泉所得税	法人会計の税理士の源泉所得税	7,656	7,656
流動負債合計				12,475,016	12,475,016
負債合計				12,475,016	12,475,016
正味財産				31,743,028	31,743,028

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

什器備品、ソフトウェアについては定額法による減価償却を実施している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
事務所移転積立金	13,204,129	706,000	0	13,910,129
合計	13,204,129	706,000	0	13,910,129

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

単位(円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
事務所移転積立金	13,910,129		(13,910,129)	
合計	13,910,129		(13,910,129)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	3,141,291	2,951,898	189,393
ソフトウェア	5,240,400	4,843,742	396,658
合計	8,381,691	7,795,640	586,051

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記2. に記載している。

令和4年度 監査報告

公益社団法人奈良県理学療法士協会
代表理事 増田 崇 殿

私たち監事は、当協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行の状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の主たる事務所において業務及び財産の状況を監査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当協会の財産目録及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月25日

監事： 江村 修二

監事： 箕輪 希予志

第3号議案

令和5年度事業計画・予算案の報告に関する件

会長 増田 崇

2023年度はコロナが5類感染症に変更になり、徐々に対面での活動が始まる予感を感じています。しかしながらコロナ禍で進んだWebシステムの利用や感染対策などは元に戻らない変化であると感じています。各種イベントは対面とWebのハイブリッドが主流となることから、本会も新事務所に研修室とWeb配信環境を整えて新たに事業を展開したいと考えています。

事務局は新事務所への移転作業や新しい事務所運用体勢の構築を行います。福利厚生活動も再開を模索します。会員間の活発な交流で会の組織や理学療法の発展に寄与したいと考えます。

学術局は生涯学習システムの運用が本格化するに伴い、様々な疑問や問題が出てくることが予測されます。丁寧に対応しながら会員の生涯学習のサポートを行います。研修会事業もハイブリッド開催を基本とし、会員の資質を向上すべく多くの分野の研修を実施します。また、県学会が対面での開催となります。まだ人数を制限した状況ではありますが盛況になる事を期待しています。

社会局は各種制度に関する情報提供や問い合わせの対応などを例年通り実施予定です。地域包括ケア事業への対応も理事や地域包括ケア推進委員会と連携を取りながら対応します。

広報局はホームページの運用を進め、より便利で使いやすいホームページを目指して次期のシステム改修に備えます。理学療法フェスタも再開予定となります。多くの方々に理学療法の啓発活動ができることを期待します。

各種委員会活動はそれぞれの委員会の役割を果たし、積極的に活動することを促進します。

今年度は、心待ちにしていた対面交流を可能な範囲で実施したいと思います。ただし、感染対策は徹底します。イベント会場での検温、手指衛生、マスク、状況によりフェイスシールドの使用など、本会としての行動規範を定めた上での運用を行います。

まだ少し不自由を感じるかもしれませんが、会員の皆様におかれましては是非とも積極的な交流を行い、人脈を深めていただく事を期待いたします。

事業計画(各局・部・委員会)

事務局

局長 和田 善行

総務部（管理・公益）

部長 廣池 裕美

（管 理）

1. 定款・定款細則および諸規定の運営
2. 本会の登記に関する手続き
3. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
4. 本会および関係業種の刊行物の受領
5. 理事会・運営管理・議事録保管
6. 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
7. 奈良県への法人活動報告
8. 備品および物品の管理
9. 事務所・事務員の管理
10. 公印管理
11. 窓口業務
12. 「医療マネジメント学会」「なら介護の日」への運営協力

（公 益）

1. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理

会員管理部（他1・管理）

部長 吉田 陽亮

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業
4. 郵送事業
5. 慶弔に関する事業
6. その他

財務部（管理）

部長 中川 勝利

1. 財産・会計業務
2. 予算・決算業務
3. 会費徴収業務
4. 資産管理業務

福利厚生部（他1）

部長 細川 彰子

1. 福利厚生部事業開催
 - 1) 新入会員歓迎会
 - 2) リレーマラソン大会
 - 3) 3士会合同ボウリング大会
2. 傷害保険管理

社会局

局長 西田 宗幹

医療保険部（公1）

部長 中村 洋貴

1. 情報収集
2. 日本理学療法士協会との連絡
3. 医療保険部会議（年間3回程度予定）
4. 管理者ネットワーク構築に向けて医療保険分野での情報交換会を企画中

介護保険部（公1）

部長 浦上 貴仁

1. 部会の開催（全4回開催予定）
2. 介護保険分野・在宅リハ関連の情報収集・情報提供、相談窓口
 - 1) 介護保険関連の情報収集と情報提供
3. 情報交換会の開催
 - 1) 情報交換会
内容：未定
日時：未定
場所：未定
 - 2) 第14回奈良県訪問リハビリテーション実務者研修会
内容：未定
日時：未定

社会福祉部（公1）

部長 高島 正治

1. 部会の開催
2. 会員に向けた社会福祉制度ならびに福祉資源に関する情報収集と提供

理学療法啓発部（公1）

部長 田中 満勝

1. 部会開催
2. 第6回理学療法フェスタ
目的：介護予防・健康増進キャンペーン（共通タイトル）
日時：令和5年7月16日（日） 10時～16時
場所：イオンモール大和郡山 2F イオンホール 予定
以下の3企画を同時開催予定

1) 公開講座

テーマ：未定 講師：未定

2) 理学療法啓発活動

相談会，奈良県理学療法士協会グッズ配布，リーフレット

3) 体力測定

※今後、新型コロナウイルス感染症への対応の変化も考えられるため、臨機応変に対応していく。

イオンモールでの開催が困難な場合、理学療法週間にこだわらずに地域で開催される屋外フェスなどに参加し、地域の方々への啓発活動として実施していく予定。

3. 第12回 なら理学療法 川柳

4. 新聞広告掲載作業の管理

5. なら介護の日の運営協力

6. グッズ検討、作成

学 術 局

局長 田平 一行

生涯学習部（公1）

部長 中村 潤二

1. 部会の開催
年2～3回の開催を予定
2. 新生涯学習制度における前期研修を2回開催
令和5年6～7月に予定。
3. 新生涯学習制度の説明会を1回開催
令和5年4～5月に予定。
4. 日本理学療法士協会への研修会およびポイントの登録申請管理

研修部（公1）

部長 岩佐 精志

1. 部会の開催 年2回開催予定
2. 研修会・講習会の開催
 - 1) 1～2つの研修会を開催予定
 - 2) 理学療法士講習会 基本編（技術）

日 時：令和6年2月17日（土） 9：00～16：30

会 場：畿央大学

テーマ：『吸引の基本と実際 ～人工呼吸器を用いて～』

講 師：田平 一行（畿央大学）
増田 崇（奈良県総合医療センター）
山科 吉弘（藍野大学）
赤壁 知哉（大和大学）

チューター：吉田 浩実（奈良県総合医療センター）
井上 裕水（松原徳洲会病院）
酒井 直樹（おかたに病院）
坂本 雅尚（平成記念病院）

学術誌部（公1）

部長 徳田 光紀

1. 学術誌部会議の開催
2. 学術誌編集・発刊
 - 1) 誌名：「奈良理学療法学」
 - 2) 投稿原稿の受付から査読，編集作業，印刷，発刊
 - 3) 発刊予定：令和6年3月

広 報 局

局長 松村 明子

会誌部（公1）

部長 半田 学良

- 1.（公社）奈良県理学療法士協会会誌第29号編集・発行

ホームページ管理部（公1・管理）

部長 久野 剛史

1. 奈良県理学療法士会 ホームページ更新
 - 1) 掲載依頼の随時更新
 - 2) カルーセルによるトピックスの運用
 - 3) 新規ページ（生涯学習・職能）の作成・運用
 - 4) 新規ページ（学術誌理学療法学）の作成・運用
2. 奈良県理学療法士会 ホームページシステム修正
 - 1) 令和4年度変更に伴う不具合等修正対応
 - 2) ホームページ（スマホ）改善点の検討
 - 3) SNS 運用の検討

各委員会

第32回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 岩 田 健 二
準備委員長 山 田 哲 也

1. 第32回奈良県理学療法士学会の開催
7月30日（日）、奈良学園大学での現地開催を予定
2. 開催までの準備・会議
 - 1) 講師・シンポジストと打ち合わせ
 - 2) 会場運営方法（感染対策を含む）
 - 3) オンデマンド配信の準備
 - 4) 感染拡大によるイレギュラー対応の検討
3. 開催後の報告
 - 1) 学会内容のとりまとめ
 - 2) 次年度学会準備委員への引継ぎ

第33回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 岡 田 洋 平
準備委員長 未 定

1. 準備委員の選出
2. 開催期日および開催型式の決定
3. 学会テーマの決定
4. 特別講演講師の選出

表彰審査委員会（他1）

委員長 西 山 章 太

1. 表彰式準備・運営
2. 各表彰審査の対応

新人研修委員会（公1）

委員長 梅 本 康 明

1. 新人研修委員会会議（全4回予定）
2. 奈良県士会主催研修会：7コース開催予定
 - 1) 「呼吸器リハビリテーション」コース（全8回予定）
コーディネーター 坂本 雅尚（平成記念病院）
 - 2) 「装具リハビリテーション」コース（全5回予定）
コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）

- 3) 「地域リハビリテーション」コース（全7回予定）
コーディネーター 山本 和典（平成まほろば病院）
- 4) 「運動器リハビリテーション」コース（全4回予定）
コーディネーター 熊田 直也（白庭病院）
- 5) 「脳卒中リハビリテーション」コース（全6回予定）
コーディネーター 辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）
- 6) 「循環器リハビリテーション」コース（全7回予定）
コーディネーター 今井 誠（高井病院）
- 7) 「リスク管理のためのフィジカルアセスメント」コース（全4回予定）
コーディネーター 大垣 昌成（平成記念病院）

専門領域委員会（公1）

委員長 榮崎 彰秀

1. 奈良県理学療法士会専門領域勉強会への登録の推進
2. 奈良県理学療法士会専門領域勉強会の管理
3. 各勉強会活動の支援
4. 奈良県理学療法士協会と勉強会の共催の研修会の開催（10回予定）

ブロック活動推進委員会（公1）

委員長 井上 裕水

1. 委員会の開催
2. ブロック別（もしくは合同）の症例検討会
E 領域別研修（事例）の開催
E-1 神経系理学療法学、E-2 運動器障害系理学療法学、E-3 内部障害系理学療法学
の履修ポイント取得にむけて、各領域の3症例ずつ行う。
開催時期：未定
3. ブロック別の取り組み
開催時期：未定

選挙管理委員会（管理）

委員長 和田 祥武

1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う令和5～6年度役員選挙の実施
 - 1) 役員選挙に関する立候補締め切り
 - 2) 役員選挙に関する広報
 - 3) 定期総会での役員選挙の実施
2. 電子選挙（i-Vote）利用の検討
3. 令和5年度 選挙管理運営委員会への出席

スポーツメディカルサポート委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 打ち合わせ

- 1) 高校野球サポートの会議は随時開催
- 2) 奈良マラソン救護部会会議は随時開催
- 3) 委員の会議は勉強会後に年3回程度実施予定

2. 勉強会

・第1回

令和5年5月〇〇日（〇）9時～12時10分

於：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室 or zoom ウェビナー

テーマ：奈良県高校野球メディカルサポートの活動内容

講師：認定理学療法士1名

テーマ：熱中症について

講師：医師1名

・第2回

令和5年6月〇〇日（〇）9時～16時10分

於：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室

テーマ：テーピング講習会

講師：認定理学療法士4名

・第3回

令和5年9月〇〇日（〇）9時～12時10分

於：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室

テーマ：スポーツ医科学に基づいた地域貢献と下肢スポーツ理学療法の実践

講師：横浜医科学センターより認定理学療法士1名

・第4回

令和5年11月〇〇日（〇）9時～12時10分

於：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室 or zoom ウェビナー

テーマ：奈良マラソンについて

1. 奈良マラソンのサポート概要

講師：福本貴彦（畿央大学）

2. 奈良マラソンのサポートについて

講師：認定理学療法士1名

・第5回

令和6年2月〇〇日（〇）9時～12時10分

於：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室 or zoom ウェビナー

テーマ：飛鳥ハーフマラソンについて

1. 飛鳥ハーフマラソンのサポート概要

講師：和田哲宏（吉本整形外科・外科病院）

2. 飛鳥ハーフマラソンのサポートについて

講師：認定理学療法士1名

3. 高校野球のサポート

段取りは令和4年度同様で実施予定。（コロナ対策含む）

4. マラソン大会

段取りは令和4年度同様で実施予定。

地域包括ケアシステム推進委員会（公1）

委員長 堀田 修秀

1. 委員会の開催 10回
2. 研修会の開催
 - 1) 推進リーダー導入研修会の開催
 - (1) 介護予防推進リーダー導入研修
 - (2) 地域ケア会議推進リーダー導入研修
 - 2) 推進リーダーフォローアップ研修会(情報交換会、研修)の開催
 - (1) 第1回推進リーダーフォローアップ研修会
 - (2) 第2回推進リーダーフォローアップ研修会
多職種研修会(他職能団体との合同研修会)
 - 3) その他
ダイハツ健康安全運転講座
依頼があれば、対応スタッフ選出していく

政策委員会（管理）

委員長 尾崎 文彦

1. 政治参画に関する情報収集
2. (公社)日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟、奈良県理学療法士連盟との連携

学校保健・特別支援担当委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 打ち合わせ
 - 1) 委員会議は年1回実施
2. 活動
 - 1) 情報収集活動
大阪府士協会・兵庫県士協会との打ち合わせなど
 - 2) 奈良県教育委員会との調整
 - 3) 西和養護学校での運動器機能予備調査
 - 4) 西和養護学校での運動指導（キックベースボール・ボッチャ指導）
 - 5) 田原本町・斑鳩町内、小学校・中学校のスポーツテスト

災害対策委員会（公1）

委員長 和合 弘貴

1. 会議：全4回の開催を予定
2. 災害対策研修会の開催
全2回の開催を予定

3. 災害支援マニュアルの周知・修正継続
4. 災害時必要物品の購入・保管継続
5. JIMTEF 研修への会員の受講支援
 - 1) ベーシック研修 2名受講予定
 - 2) アドバンス研修 1名受講予定
 - 3) スキルアップコース 1名受講予定
6. 災害時活動協力者のリスト作成継続
7. 奈良県 JRAT との活動協力
8. 近畿ブロックでの情報交換・申し合わせ

管理者ネットワーク推進委員会（公1）

委員長 西田 宗幹

1. 会議開催：3回を予定
2. 管理者研修会の開催
 - 1) 協会指定管理者（初級）研修会
 - 2) 管理者研修会（全体）
当日運営事務を奈良県理学療法士連盟に委託予定
3. 管理者間連携強化
 - 1) 管理者グループへの情報提供・共有
 - 2) 他部（医療保険部・介護保険部・福利厚生部）・委員会（地域包括ケア推進委員会・ブロック活動推進委員会）と協力しての情報交換、関係づくりの方法検討・実施
実施の際の当日運営事務を奈良県理学療法士連盟に委託予定

臨床実習指導者講習委員会（公1）

委員長 後藤 総介

1. 奈良県理学療法士養成校協議会が主催する
臨床実習指導者講習会の管理、サポート
全6回開催
令和5年5月13（土）・14日（日）畿央大学（WEB開催）48名
令和5年6月10（土）・11日（日）白鳳短期大学（WEB開催）48名
令和5年7月15（土）・16日（日）奈良学園大学
登美ヶ丘キャンパス（WEB開催）48名
令和5年9月16（土）・17日（日）畿央大学（WEB開催）48名
令和5年10月14（土）・15日（日）白鳳短期大学（WEB開催）48名
令和6年3月2（土）・3日（日）奈良学園大学
登美ヶ丘キャンパス（WEB開催）48名
2. 臨床実習指導者講習会 奈良県理学療法士養成校協議会会議への参加
3. 会長および役員への臨床実習指導者講習会の講師・世話人の承認申請
4. 臨床実習指導者講習会 参加修了者の管理

糖尿病対策委員会（公1）

委員長 村上 康朗

1. 委員会会議の開催 年3回
2. なら糖尿病デーへの協力、参加
3. 日本糖尿病理学療法学会との連携、情報交換会への参加
4. 各勉強会、講習会への講師の派遣
5. 糖尿病対策委員会としての勉強会の開催

循環器病対策委員会（公1）

委員長 後藤 総介

1. 委員会会議の開催
4回開催予定
2. 奈良県循環器病対策推進計画 第2期への参画予定
令和5年度4月より第2期計画案作成予定。委員の派遣予定。
3. 委員会主催および共催での研修を開催
4. 奈良県における循環器病に対するリハビリテーションに関するアンケート
5. 啓発活動

令和5年度 収支予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位 円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 会費収入				
会員会費収入	8,211,000	805,000	7,084,000	16,100,000
賛助会員会費収入	180,000			180,000
② 事業収入				
会場整理費	1,065,000			1,065,000
③ 補助金収入	2,465,000			2,465,000
経常収益合計	11,921,000	805,000	7,084,000	19,810,000
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料手当	2,000,000			2,000,000
福利厚生費		335,000		335,000
会議費	1,423,500			1,423,500
旅費交通費	294,000			294,000
通信運搬費	383,000			383,000
建物・附属設備減価償却費	76,000			76,000
什器備品減価償却費	165,779			165,779
ソフトウェア減価償却費	305,664	26,746		332,410
消耗品費	2,641,000			2,641,000
印刷製本費	1,125,000			1,125,000
光熱水料費	50,000			50,000
賃借料	2,808,000			2,808,000
諸謝金	2,231,000			2,231,000
支払負担金	760,000			760,000
支払手数料	2,050,000	36,000		2,086,000
会場費	630,000			630,000
広告費	160,000			160,000
慶弔費		50,000		50,000
保険料		100,000		100,000
修繕費	522,000			522,000
② 管理費				
役員報酬			800,000	800,000
給料手当			2,000,000	2,000,000
会議費			571,500	571,500
旅費交通費			535,000	535,000
通信運搬費			305,000	305,000
建物・附属設備減価償却費			22,000	22,000
ソフトウェア減価償却費			49,671	49,671
消耗品費			873,000	873,000
印刷製本費			50,000	50,000
光熱水料費			50,000	50,000
賃借料			792,000	792,000
支払手数料			984,000	984,000
支払負担金			120,000	120,000
会場費			60,000	60,000
渉外費			400,000	400,000
保険料			5,000	5,000
修繕費			148,000	148,000
経常費用計	17,624,943	547,746	7,827,581	26,000,270
評価損益等調整前当期経常増減額				0
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等合計				
当期経常増減額	△ 5,703,943	257,254	△ 743,581	△ 6,190,270
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				0
経常外費用計				0
当期経常外増減額				0
他会計振替額				0
当期一般正味財産増減額	△ 5,703,943	257,254	△ 743,581	△ 6,190,270
一般正味財産期首残高	8,826,741	1,445,633	20,102,604	30,374,978
一般正味財産期末残高	3,122,798	1,702,887	19,359,023	24,184,708
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	3,122,798	1,702,887	19,359,023	24,184,708

第4号議案

令和5年度・令和6年度理事及び

監事の選任に関する件

選挙管理委員会 和田 祥武

(公社) 奈良県理学療法士協会定款第27条により、令和5年3月27日に、理事・監事の役員選挙の告示を行い、令和5年4月21日に立候補を締め切りました。広報は令和5年5月22日に行っています。協会定款第23・24条及び細則により、令和5年6月17日、第30回定期総会にて令和5年度・令和6年度役員を選出します。

【立候補者氏名】

理事候補 定数8名以上12名以内

増田 崇 (奈良県総合医療センター)
西田 宗幹 (医療法人鴻池会 秋津鴻池病院)
和田 善行 (社会医療法人平成記念会 平成記念病院)
松村 明子 (医療法人康仁会 ロイヤルフェニックス)
中村 貴信 (医療法人悠明会 ウェルケア悠)
田平 一行 (畿央大学)
北村 哲郎 (奈良県立医科大学附属病院)
河村 隆史 (社会医療法人平成記念会 リハビリあ・える田原本)
堀 義範 (訪問看護ステーション かしの木)
池田 耕二 (奈良学園大学)

監事候補 定数3名以内

江村 修二 (社会医療法人高清会 高井病院)
箕輪 希予志 (社会医療法人健生病院会 土庫病院)

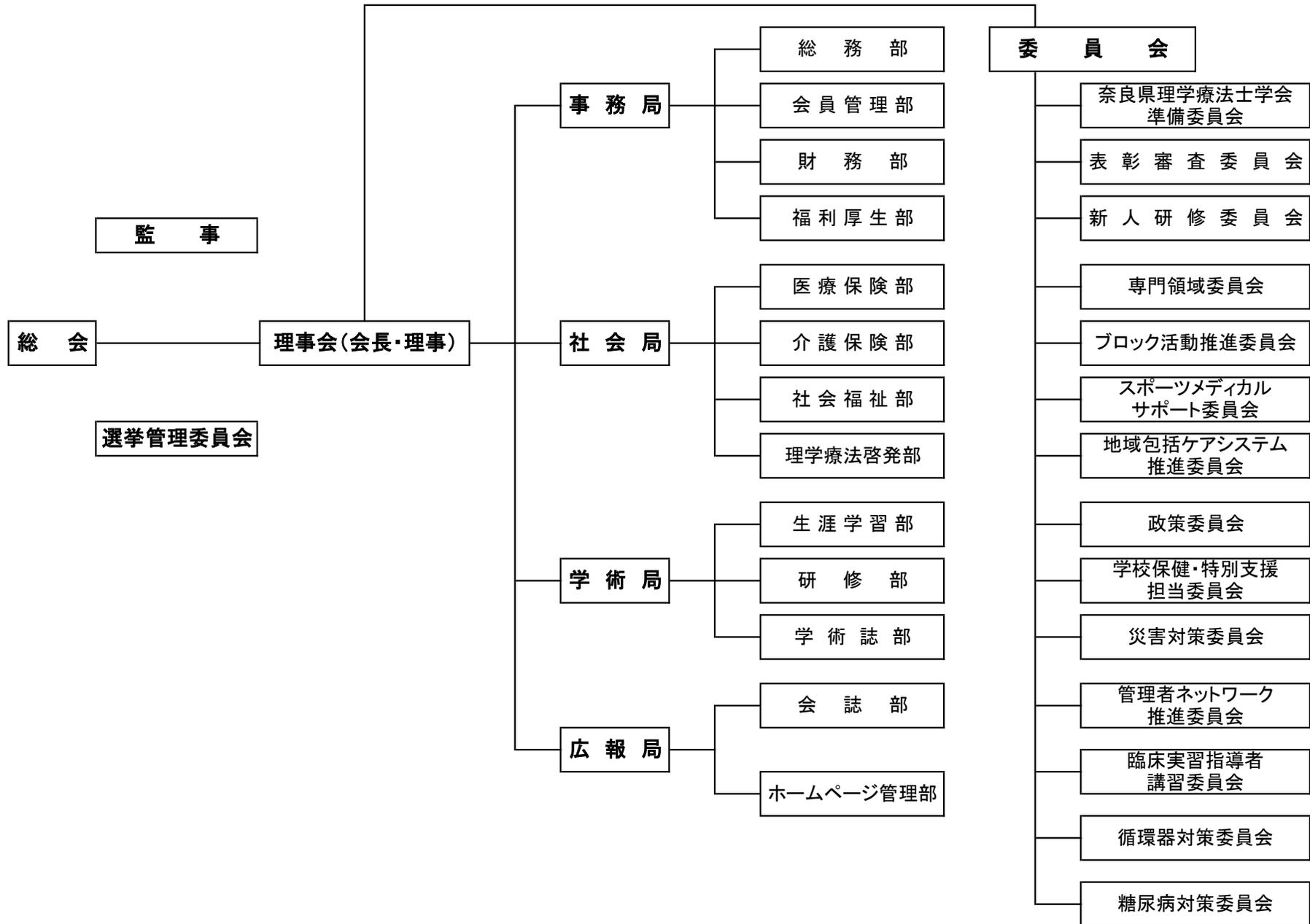
第5号議案

選挙管理委員選出に関する件

(公社) 奈良県理学療法士協会細則により、総会において正会員の中から選挙管理委員を選出します。任期は令和5年度から令和6年度の2年間です。

資料

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 組織図



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であつて理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があつた者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において別に定める役員報酬等に関する規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記

載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第 1 条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第 2 条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第 3 条 この法人の定款第 6 条第 1 項第 1 号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1 年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第 4 条 この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。会費納入期限は原則として 5 月 31 日とする。

2 賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第 5 条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第 6 条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第 7 条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第 8 条 部長及び委員の任期については、定款第 27 条を準用する。

(理事会に関する項)

第 9 条 理事会は原則として年 6 回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第 10 条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第 11 条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第 12 条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなけ

ればならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第 13 条 この法人の定款第 37 条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第 14 条 備品台帳には、購入価格 100,000 円以上のものを記載するものとする。

第 15 条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第 16 条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第 17 条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 18 条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
- ② 傷害保険に関する事
- ③ その他

3. 学術局長は以下を統括する。

1) 研修部

- ① 学術研修会の企画・運営に関すること
 - ② その他
- 2) 生涯学習部
- ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関すること
 - ② その他
- 3) 学術誌部
- ① 学術誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
4. 社会局長は以下を統括する。
- 1) 医療保険部
- ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
- 2) 介護保険部
- ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
- 3) 社会福祉部
- ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
- 4) 理学療法啓発部
- ① 理学療法の啓発に関すること
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関すること
 - ③ その他
5. 広報局長は以下を統括する。
- 1) 会誌部
- ① 会誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
- 2) ニュース編集部
- ① ニュースの企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
- 3) ホームページ管理部
- ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
- 1) 選挙管理委員会
- ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他

- 2) 奈良県理学療法士学会準備委員会
 - ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
 - ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
 - ③ その他
 - 3) 公開講座準備委員会
 - ① 公開講座の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 4) 表彰審査委員会
 - ① 表彰審査に関すること
 - ② 表彰式の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 5) 新人研修委員会
 - ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 6) 専門領域勉強会管理委員会
 - ① 専門領域勉強会の管理に関すること
 - ② その他
 - 7) ブロック活動推進委員会
 - ① ブロック活動に関すること
 - ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 8) 理学療法士講習会準備委員会
 - ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 9) 公益法人化推進委員会
 - ① 公益社団法人への移行に関すること
 - ② その他
7. 附則
- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
 - 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費
 - ② 前渡し金
 - ③ 支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

- ① 基本財産
基本財産として定めた有価証券、定期預金等
- ② 特定資産
記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。
- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

6. 定足数

- 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
- 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。

8. 討議

- 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
- 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
- 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

9. 採決

- 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
- 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

3) 採決は次の方法の一つとする。

(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票

4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。

6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。

7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。

8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。

11. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 役員に対する報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会(以下「本会」という。)

定款第29条の規程に基づき、役員への報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とし、法令の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次にあげる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、役員に支給される報酬、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は役員に対して、会議等への出席に係る対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 役員報酬等の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については10月末、10月から3月開催の会議等については4月末に支給する。

- 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

別表 1

会議区分 役職名	総会	理事会	役員会	外部会務
会長	7,000円	7,000円	7,000円	5,000円
理事・監事	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

*出席の都度、上記金額とする。

*外部会務とは、近畿ブロック会議、日本理学療法士協会会議、他団体会議等をさす。

*外部会務に会議費等が支給される場合は上記金額との差額を支給する。

附則 この規程は令和3年4月1日より施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額

及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

- 第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

(1) 正会員 1万円

※シニア会員はシニア会員制度規程に準じて減免とする。

(2) 賛助会員 2万円

(3) 名誉会員 会費免除

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年5月31日とする。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

シニア会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下、「本会」という。）が65歳以上かつ在会25年以上の在会会員を対象にしたシニア会員についての基準を定める。

(シニア会員の資格)

第2条 シニア会員の対象は以下の条件をすべて満たすものとする。

- ア 65歳以上の在会会員
- イ 在会25年以上（休会期間は問わない）
- ウ 会費減免時に在会している者。
- エ 本会年会費・セミナー日等の未納がない者。

(シニア会員の年会費)

第3条 シニア会員の年会費は下記の通りとする。

第2条 イの種類	年会費
日本理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	5,000円
奈良県理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	3,000円

(シニア会員の申請手続き)

第4条 シニア会員の申請は申請年度の4月1日時点で満64歳以上、会員歴24年以上から可能（割引適用は申請翌年度の4月1日時点で満65歳以上、会員歴25年以上の会員）とする。

- 2 申請期間は毎年9月末までとし、翌年度よりシニア会員として開始する。
- 3 取り消しの申請がなければ自動更新とする。
- 4 申請手続きは本会事務局へ行うこと。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会にはかり、これを定める。

(附則)

この規定は、令和4年7月1日より施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会名誉会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額 20,000 円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション医療に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。
その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。

6. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3) この規程は平成 31 年 5 月 1 日一部改正し施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする（郵送による立候補届出の当日消印は有効とする）。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出のものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。
- 4) 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位 2 名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。

8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員を選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2~5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会 特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則 10 条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 申し合わせ事項

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

1. 学会準備委員会

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

2. 表彰

- 1) 学会長は、当該年度の学会において優れた発表をした者に対して、学会長賞、新人賞として、学会長名で表彰することができる。
- 2) 審査は学会長、準備委員長、その他の合議制とするが、査読結果や複数の審査委員を設けるなど、可能な限り公平性を担保することが望ましい。
- 3) 各賞の基準は以下のとおりとする。
 - ①学会長賞：すぐれた研究発表であると判断できる者。
 - ②新人賞：卒後3年以内の対象者で、すぐれた発表を行ったと判断できる者。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 : 本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社)奈良県理学療法士協会(本会)会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は本会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

①勉強会の登録審査

②勉強会の活動内容の確認

③勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など

④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、委員会に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が本会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、本会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を本会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、本会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも本会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④本会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

6. 予算

1) 勉強会個別の活動および本会后援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に
行わない。その他、各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

1) 委員会は各勉強会をお知らせメール、本会ホームページを通じて勉強会会員以外にも
広報する。

8. 勉強会に関わる生涯学習制度の扱いについて

勉強会における活動で生涯学習制度に係る場合は、制度に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連
絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細
かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇
陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任される
ことが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、
介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ま
しい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能と
する。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

(1) ブロック間の連絡、調整

(2) ブロック活動に関する懸案の検討

(3) 各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。